

平成 22 年度電子経済産業省推進費
(文字情報基盤構築に関する研究開発事業)

報告書

付属資料 5 地方公共団体の文字処理環境に
関するアンケート調査結果

平成 23 年 3 月 25 日

経済産業省

独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)

目次

1 調査概要	2
2 アンケート調査結果.....	3
2.1 回答団体の人口規模	3
2.2 基幹システム	3
2.3 戸籍・住民基本台帳に係る情報処理の端末装置状況について	7
2.4 戸籍・住民基本台帳に係る文字情報処理で用いる外字セット	11
2.5 窓口業務で発生する外字について	15
2.6 システムの連携について	22
2.7 WEB における外字の課題	26
2.8 その他の課題.....	27

1 調査概要

平成 22 年度電子経済産業省推進費（文字情報基盤構築に関する研究開発事業）におけるロードマップの検討のために、地方公共団体の人名等に係る文字情報処理環境に関する現状の調査を行った。以下のように、基礎自治体のうち市（特別区を含む）809 団体を対象とし、情報システム担当課へアンケートを送付し、回収した。

- ・ 調査方法 : アンケート用紙を送付して回収
- ・ 対象自治体 : 809自治体 : 政令指定都市(19) / 特別区(23) / その他の市(767)
- ・ 回答対象 : 情報システム担当課 担当職員
- ・ 実施時期 : 2010 年12 月3 日（金）～2010 年12 月24 日（金）
- ・ 回答数 : 404団体（49.9%）

2 アンケート調査結果

2.1 回答団体の人口規模

2.1.1 人口規模

アンケートに回答いただいた自治体の人口規模分布は図 1のとおりであった。

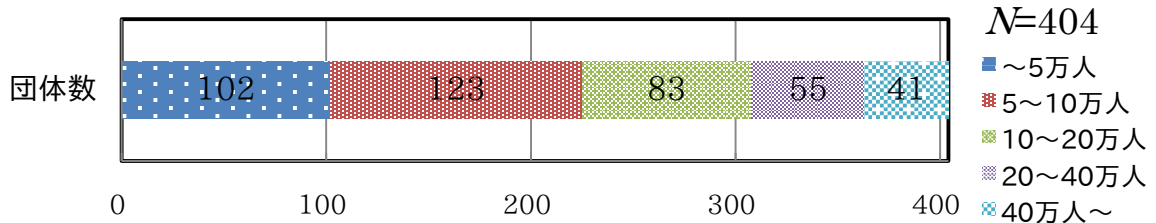


図 1：団体の人口規模

2.2 基幹システム

2.2.1 戸籍・住民基本台帳に係る情報処理を行う基幹システム

戸籍・住民基本台帳（住基）情報を処理する基幹システム（情報処理サーバ、データベース等）の使用状況に関する集計結果。以下、図 2、図 3にそれぞれ戸籍及び住基基幹システムの形態を示す。

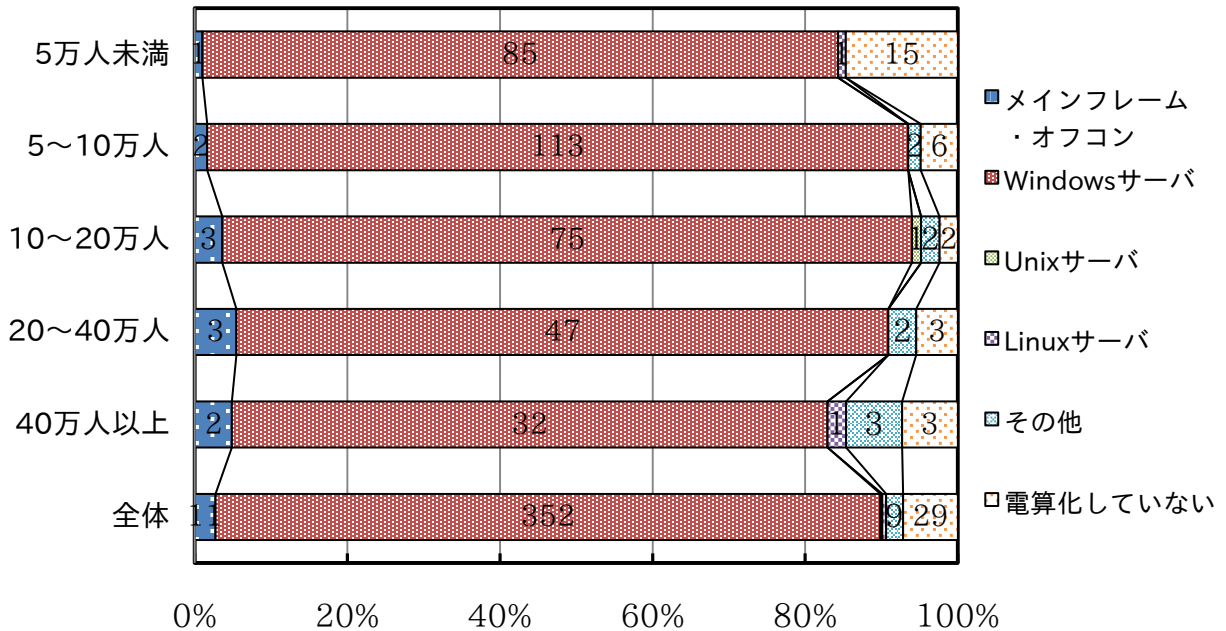


図 2：戸籍システムの形態

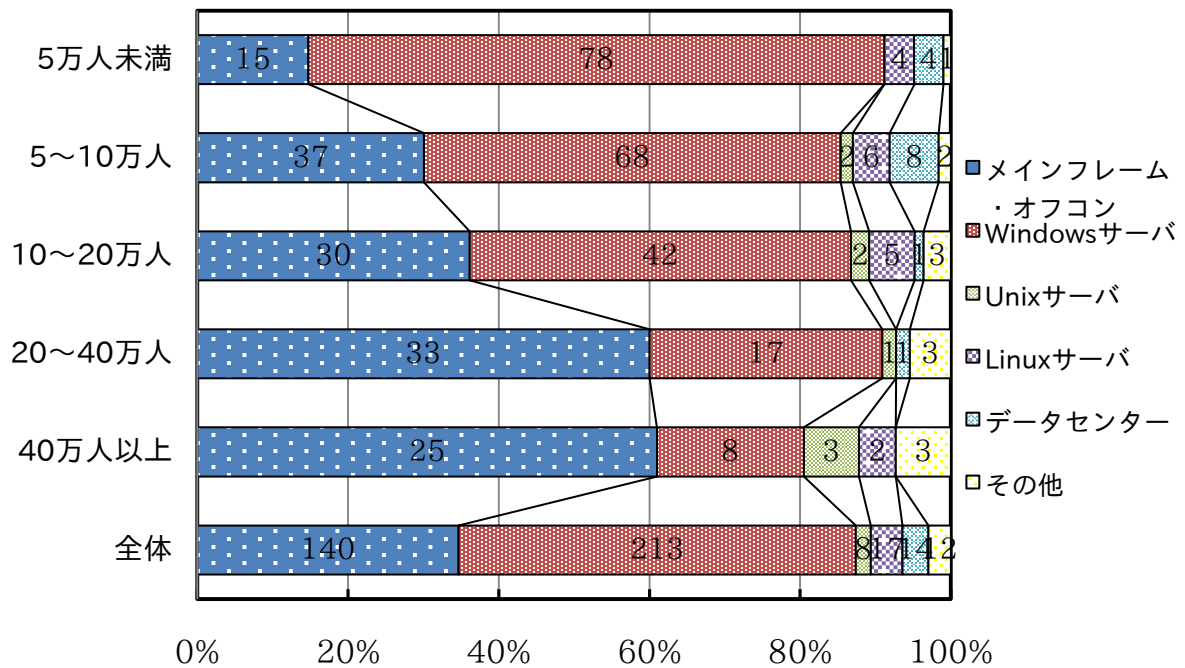


図 3：住基システムの形態

図中、「その他」は複数のサーバを組み合わせているもの（例：データベースはメインフレーム、アプリケーションサーバはLinuxサーバ等）を示す。図 3に示されるように住基システムでは、人口規模とメインフレーム・オフコンによる運用を行っている団体の割合との間に強い相関が見られる。

2.2.2 戸籍・住基に係る情報処理を行う基幹システムのベンダ

図 4 及び図 5 に戸籍・住基システムベンダのシェアをそれぞれ示す（複数回答）。

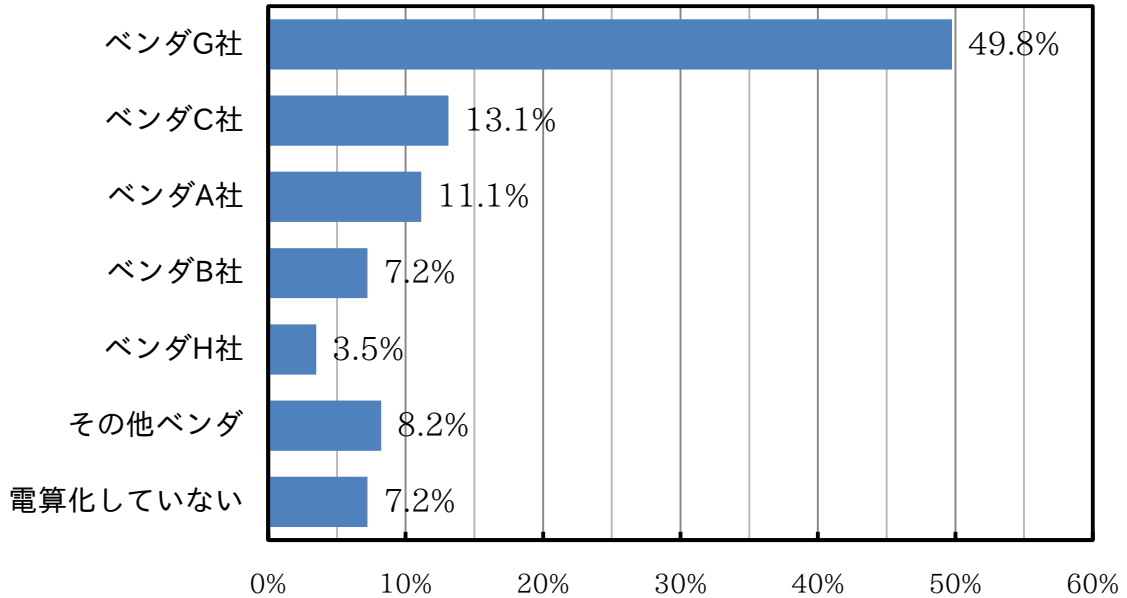


図 4：戸籍システムベンダ

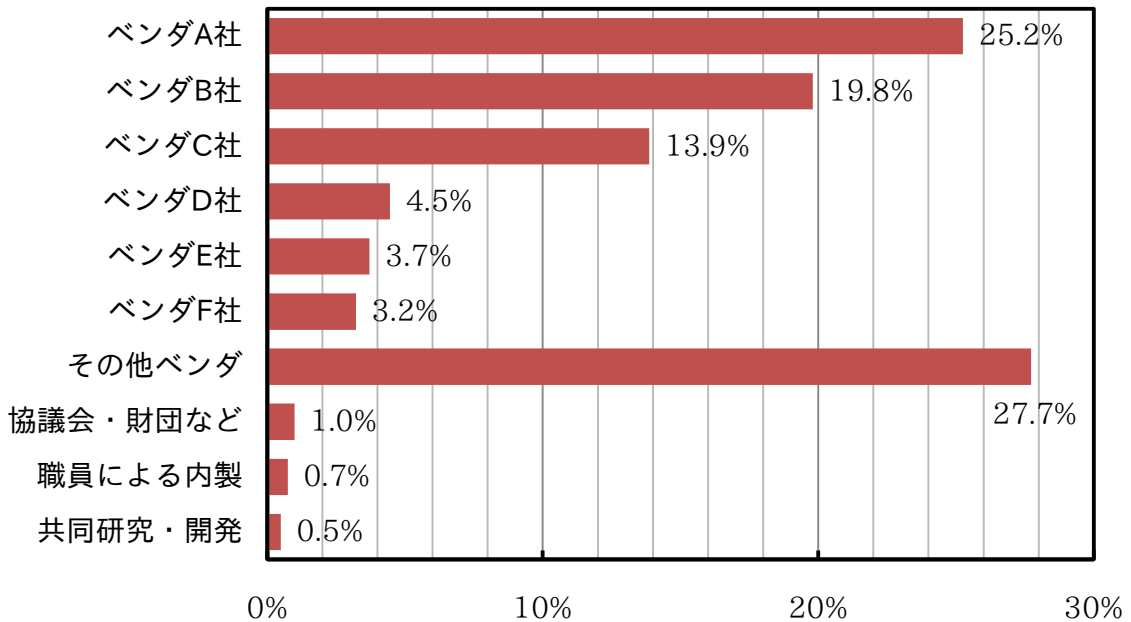


図 5：住基システムベンダ

図 4に示されるように、戸籍システムではベンダのシェアが上位3社で約75%を占めている。一方で、図 5に示される住基システムのシェアでは、上位3社が約60%であり、地域のシステムベンダ（「その他」に分類）による構築も多くなっている。また、一部の団体では、

住基基幹システムを職員による内製やベンダとの共同研究・開発により作成した団体等も存在している。

2.2.3 戸籍・住基に係る情報処理を行う基幹システムの文字コード体系

電算化団体における戸籍・住基システム内部における文字コード体系の集計結果（複数回答）を図 6 に示す。

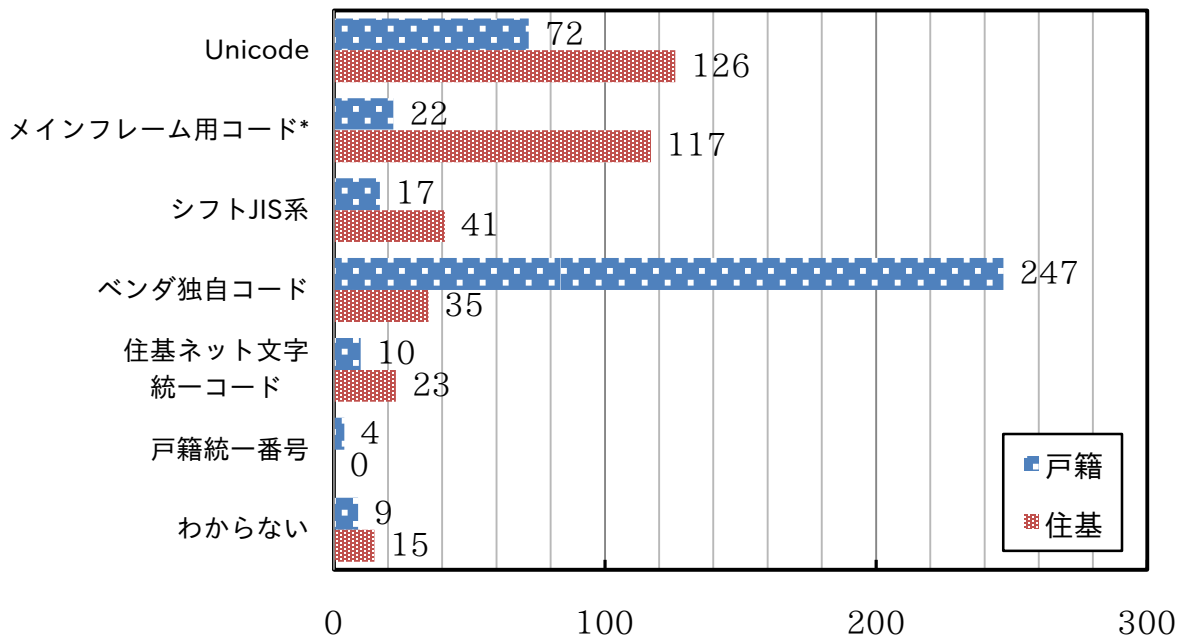


図 6：戸籍・住基基幹システムの採用文字コード

ここで、メインフレーム用コードは、JEFコード、JIPSコード、KEISコード等のローカルコードを示す。図 6 に示されるように、戸籍システムに採用されている文字コードは、ベンダが提供する独自コードが多いことがわかる。これらベンダ独自コードには、シフトJISをベースとしたもの、EUC をベースにしたもの等がある。

一方、住基システムでは、Unicode及びメインフレーム用コードを利用している団体がそれぞれ約30%となっている。メインフレームでは、シフトJISやEUCを基にしたベンダ独自コードが、他ではUnicodeの採用が多い。Unicodeを使用している団体であっても、JIS X 0208:1983の範囲に限定して利用しているという回答もあった。なお、採用している文字の詳細な仕様を把握していない団体も多く。文字コードは不明であるとした団体は約15%となっている。

2.3 戸籍・住民基本台帳に係る情報処理の端末装置状況について

2.3.1 戸籍・住基に係る情報処理に用いる端末装置について

戸籍・住基情報を処理するために利用している端末装置の集計結果（複数回答）を図 7 に示す。参考のために、図 8 に、ISO/IEC 10646（unicode）の符号化の概要を示した。図中「BMP」と示した部分が16ビット符号化で扱える範囲である。

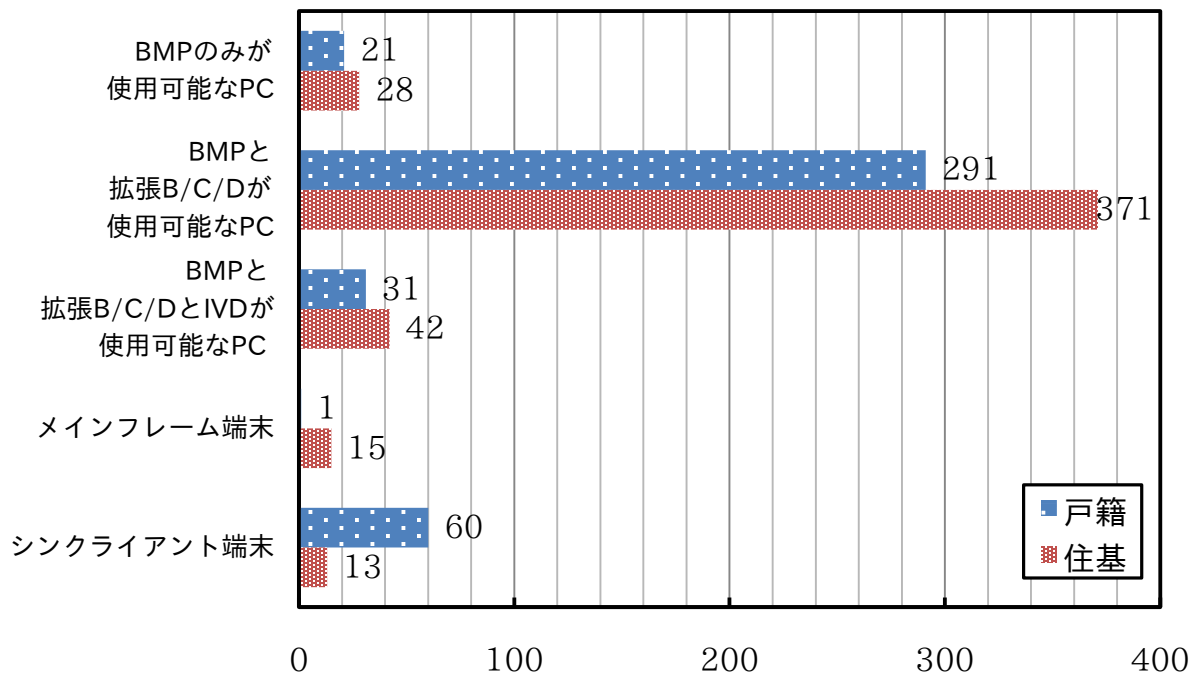


図 7：戸籍・住基管理業務に用いる端末

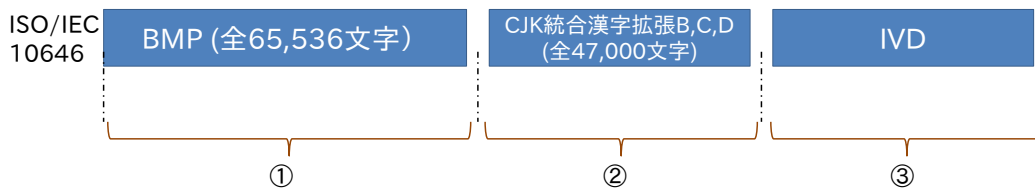


図 8：【参考】Unicode 文字符号化集合の概要

戸籍システムの一部では端末にシンクライアント端末を、住基システムの端末にメインフレーム専用端末（エミュレータによるものを含む）を用いて窓口業務を行っているなど端末にも新旧混在が見られる。

2.3.2 戸籍・住基情報の処理に用いるアプリケーションについて

図 7 の当該端末装置において戸籍・住基情報を処理するために利用しているアプリケーションに関する集計結果（複数回答）。以下、図 9 に戸籍・住基の処理に用いるアプリケーションの形態を示す。

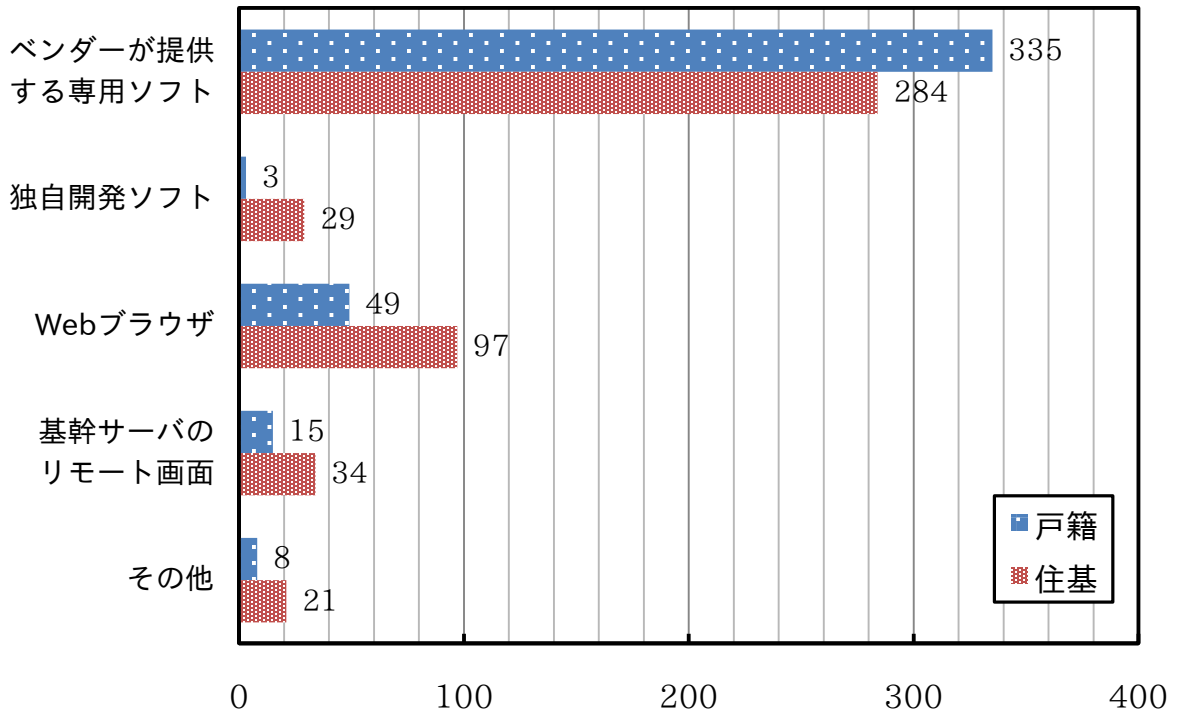


図 9：戸籍・住基管理業務に用いるアプリケーション

70%以上の団体が、ベンダーが提供する専用ソフトを利用して、業務を行っている。また、一部の団体では、住基システム端末で独自開発ソフト（職員が作成したものやベンダーが団体にカスタマイズしたものを含む）を使用している。また、住基システム端末においては、Webブラウザを業務アプリケーションとして使用している団体が約25%であった。

2.3.3 端末装置で使用している文字入力ソフトウェア(IME)について

図 7 当該端末において戸籍・住基情報を処理するために利用している文字入力ソフトウェア(IME)に関する集計結果(複数回答)。以下、図 10 に端末装置で使用しているIMEを示す。

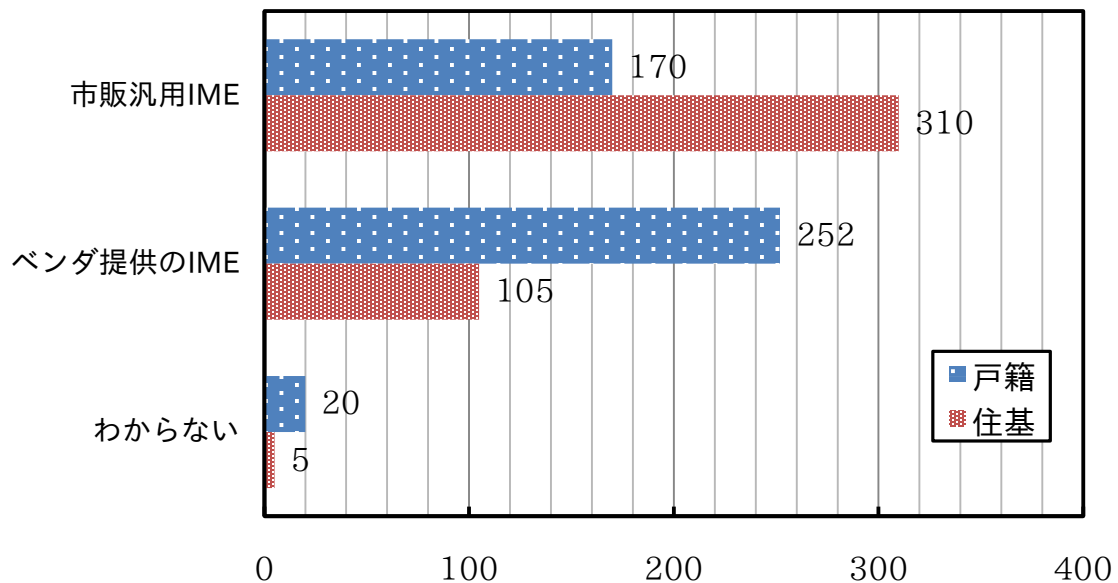


図 10 : 端末装置で使用している IME

ここで、市販汎用 IME は、OS に標準で付属する IME を含む。戸籍システムでは、ベンダ提供による専用の文字入力ソフトウェアを利用している団体が多かった。内字については市販汎用 IME を使用して漢字かな変換を行い、外字についてはベンダ提供の IME を利用して変換を行うという利用形態もあった。

2.3.4 端末装置で使用しているフォントについて

図 7 当該端末装置において戸籍・住基情報を処理又は表示するために主に使用している文字フォントに関する集計結果（複数回答）を図 11 に示す。

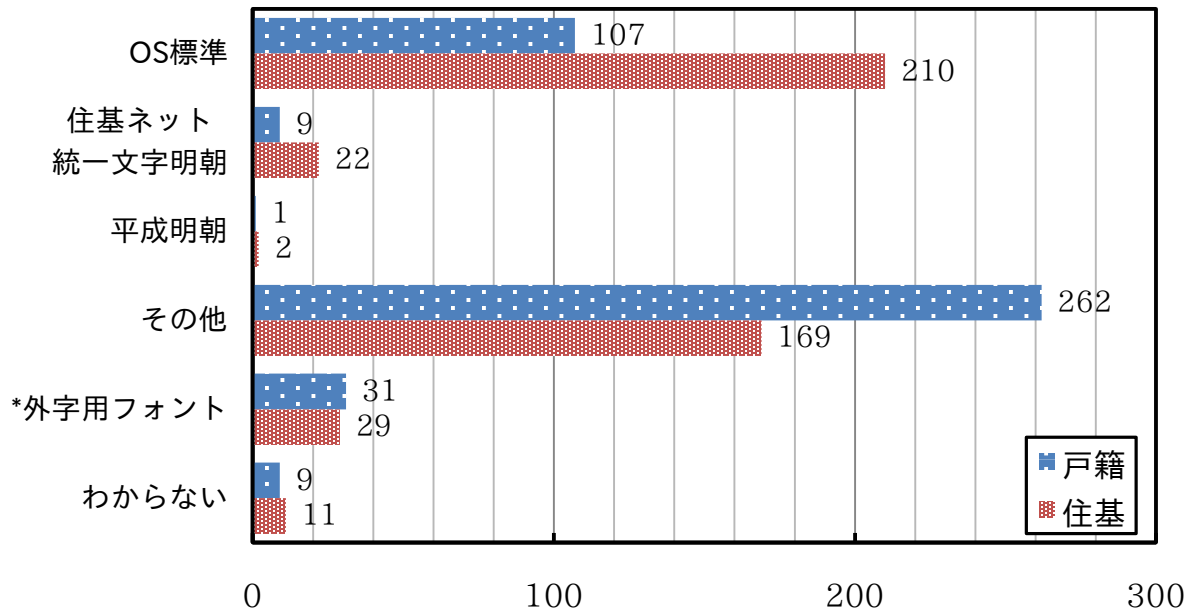


図 11：端末装置で使用している文字フォントについて

ここで、「その他」にはベンダが提供するフォント等を含む。「外字用フォント」は、ベンダが拡張文字セットとして提供するもの及びコードが割当られていないグリフセット（必要に応じてコードを割り当てて使用）等の内字以外で使用するものを示す。住基システムの端末では、約半数の団体がOS標準の文字フォントを利用して表示している。この設問では、端末における表示を尋ねるもので、印刷については把握できていない。しかし、表示と印字で異なるフォントを利用している団体もある。印刷機との字形の整合性をとるために端末表示のフォント・印刷機に内蔵させるフォントの両者について、文字の追加や字形の変更作業が必要となっている。

また、図 7 と図 11 より住基システムより、多くの団体が BMP と CJK 統合漢字拡張 B、C、D の文字を OS 標準のフォントで表示していることが言える。これら PC が標準で搭載しているフォントの多くは、字形は JIS X 0208:1983 や JIS X 0212:1990 に基づくが、JIS X 0213:2004 ではない。一方、IVS をサポートした PC では、JIS X 0213:2004 の例示字形に対応したフォントを標準として採用しているため、置き換えを進めると字形が変更される可能性がある。このため、PC 更新時における字形の変化に不安を抱えているところも見られた。

2.4 戸籍・住民基本台帳に係る文字情報処理で用いる外字セット

2.4.1 戸籍・住基に係る情報処理で用いる外字セットについて

戸籍・住基に係る情報処理に用いる端末装置において、使用している外字セットに関する集計結果（複数回答）。以下、図 12 に戸籍・住基を扱う端末で使用されている外字セットを示す。

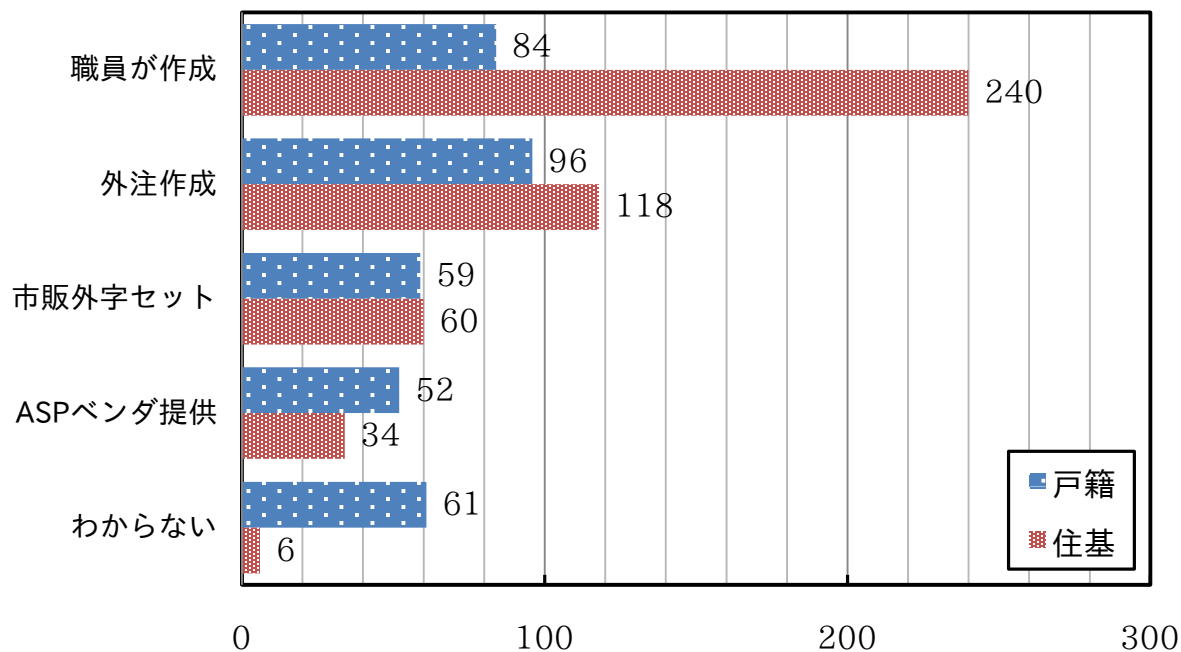


図 12：戸籍・住基を扱う端末で使用されている外字セット

ここで、市販外字セットは、ベンダの外字ソリューション製品、拡張漢字パック等を示す。戸籍端末では、ベンダがすべての文字を内字として提供するサービスをしているため、独自の外字を作成する団体は少なくなっている。一方で、住基では半数以上の団体で職員が独自に文字を作成しており、市販外字セットやASPベンダ提供のソリューションと組み合わせて利用している団体も存在する。

2.4.2 外字セットの著作権について

図 12 における外字セットの知的所有権(著作権等)状況に関する集計結果(複数回答)を図 13 に示す。

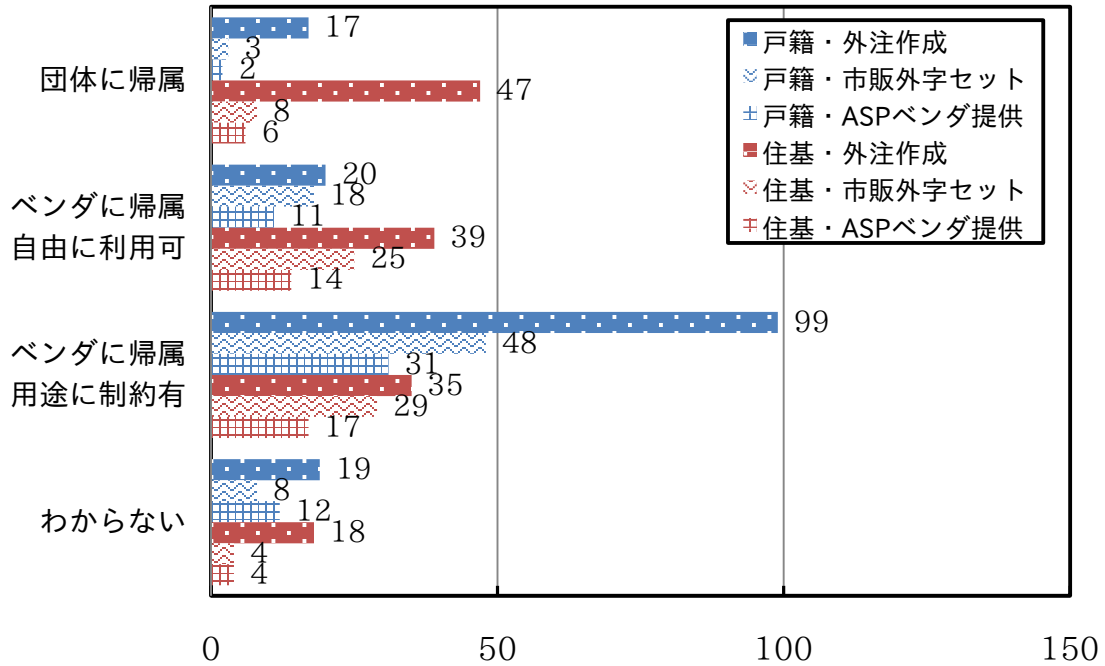


図 13： 戸籍・住基で使用される外字セットの著作権

住基では、外注で団体毎に作成された外字については、団体へ知的財産権が移譲されているものも存在する。しかしながら、団体が所有している外字セットの多くは、戸籍・住基ともに知的財産権がベンダに帰属している。このため、印刷を外注する場合やシステム更新に伴うベンダ変更等で課題が生じる可能性がある。この点は団体の合併時にフォントを統合する必要がある際にも大きな問題となる。

以下、アンケート自由記入及びヒアリングによる知的財産権の問題を示す。

知的財産権に関する課題（アンケート自由記入及びヒアリング調査抜粋）

- ・ 住基外字には、職員作成外字と著作権制限が生じる外注外字が混在しているが、広報紙を作成する際には、住基システムで作成した外字を流用できないため、広報紙用に業者発注で別の外字を作成している。
- ・ 外字が存在するため、印刷のみの外部委託が難しい。
- ・ 職員がベンダ提供の外字作成ツールで作成した文字は、知的財産権は自団体に属するが、ベンダ定義文字が文字セットに含まれているため、全体としては用途に制約がでてしまう。
- ・ 出力帳票データを外字業者で印刷する際に、外字フォントデータの接受方法について課題がある（特定ベンダのシステムやフォントに依存してしまう等）。
- ・ 印字・封入・封緘を外部へ委託する際に別途相手方で外字を作成して頂くコストが発生する。

2.4.3 戸籍・住基に係る情報処理でも用いる外字の数について

団体で独自作成した外字の数に関する集計結果。戸籍及び住基について凡例に示す概数により選択する形式により集計結果した。以下、図 14 及び図 15 に各団体で独自作成した外字の数を示す。

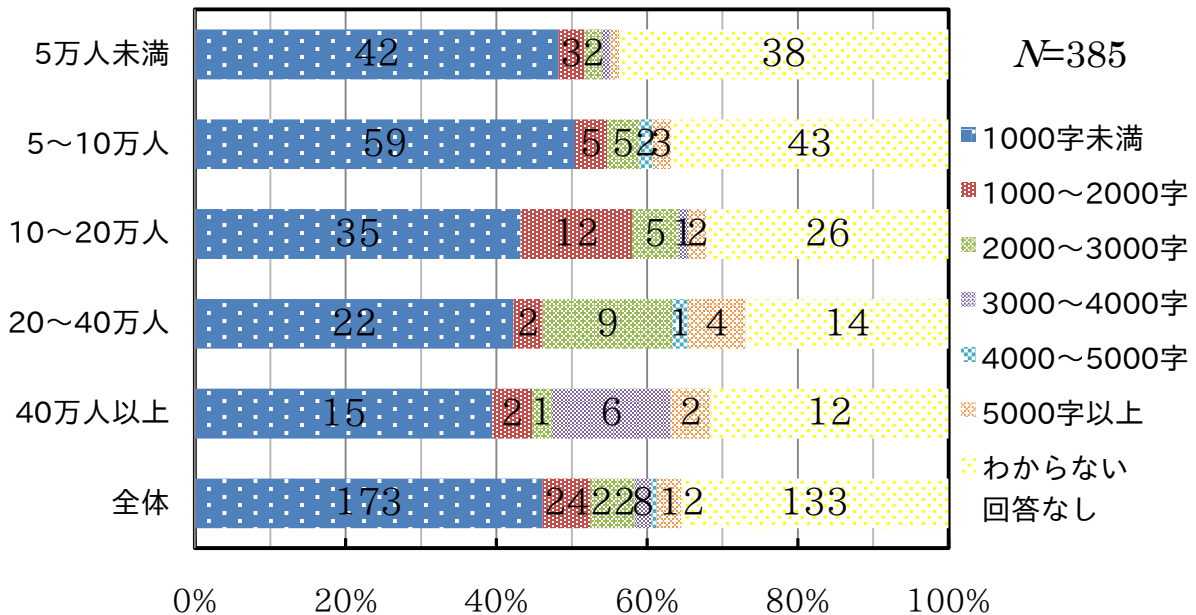


図 14：戸籍システムにおける団体独自作成の外字数

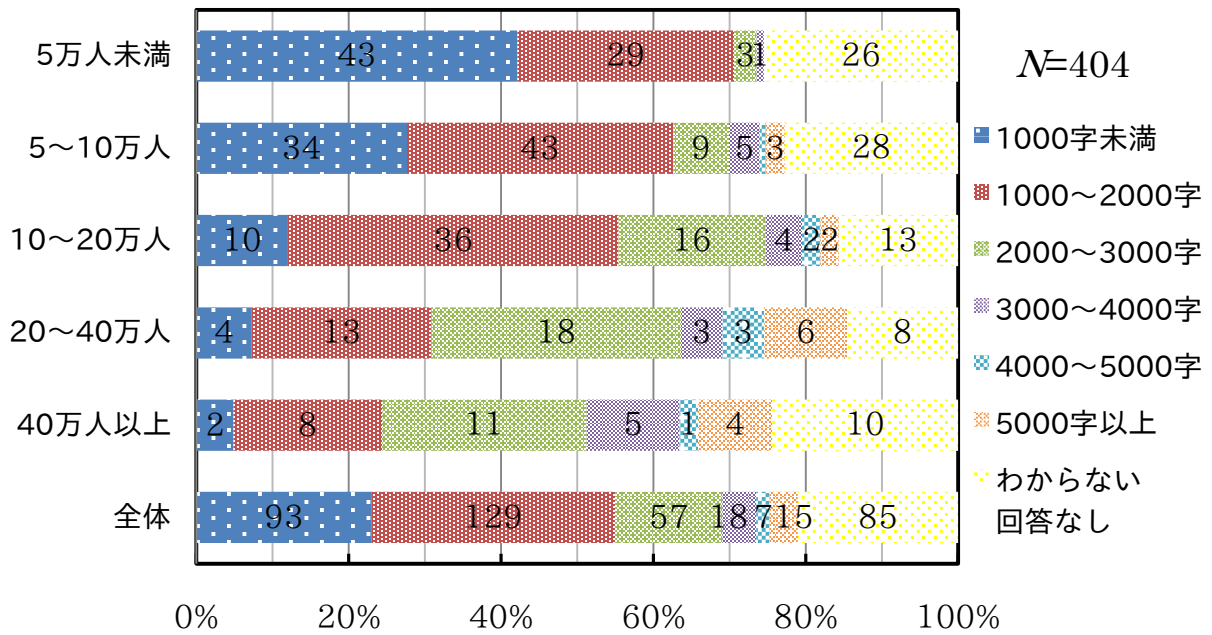


図 15：住基システムにおける団体独自作成の外字数

戸籍では、戸籍統一文字を含む大規模な文字セットを提供するベンダがすべてそのシステムにおける内字として提供するソリューションがあり、そのベンダを採用する自治体が多かったことから、「外字」は1,000文字未満であると回答した数が多くなっている。

住基においては、人口規模と各自治体が独自に追加した外字数との間に相関関係が見られる。人口規模が40万人以上の中核市・政令指定都市クラスの都市では、基幹システムにメインフレームを使用している団体が多い。メインフレームにおいては、そのシステムにおける「外字」の領域が不足することも多く、このような場合、内字領域に既に登録されている記号等の非漢字を書き換えて使用するなどの工夫を行っている例も見られた。

すでに外字領域を使い切った、もしくは逼迫している等の問題を表明した自治体もあった。既存登録外字の整理等に人手やコストが必要となる業務が発生しているとした自治体もあった。

2.5 窓口業務で発生する外字について

2.5.1 窓口業務での不足文字の発生状況

戸籍・住基・外国人登録（外録）に係る窓口業務対応時において業務システムにはない文字を含む人が来庁し、即座に対応できなかった例（単一回答）。

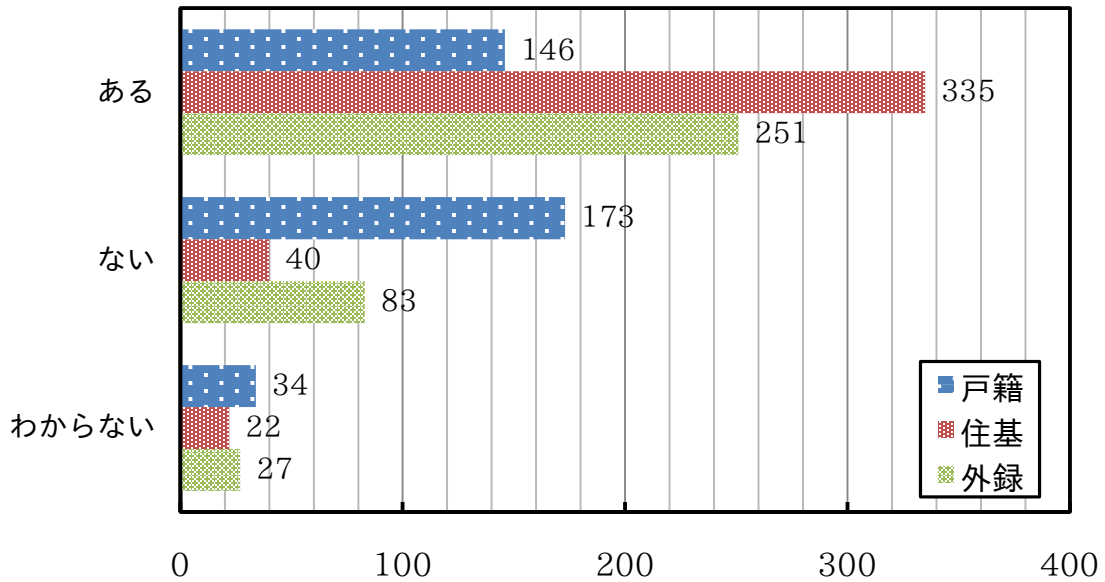


図 16：窓口業務での不足文字の発生状況（戸籍・住基・外録）

戸籍システムにおける不足文字が「ある」と回答している団体は、40%以下となっており、住基システム及び外録システムと比較して少ない。これは、窓口で新たに文字が必要となる可能性があるのは、婚姻、養子縁組、転籍等の届出に限られること、一部のベンダが戸籍統一文字をほぼ網羅しているシステムを提供していること、戸籍統一文字に合致しない文字は「事故簿」として扱われていること等が要因として考えられる。一方で、住民基本台帳及び外国人登録システムについては、多くの団体が「ある」と回答している。このため、多くの団体では、システムに既存でない漢字を持つ人が転入してくる度に新たに外字を作成する必要性が生じていることになる。

2.5.2 外字登録の判断について

システムの外字登録の可否判断をどのようにしているか（単一回答）の回答結果を図 17 に示す。

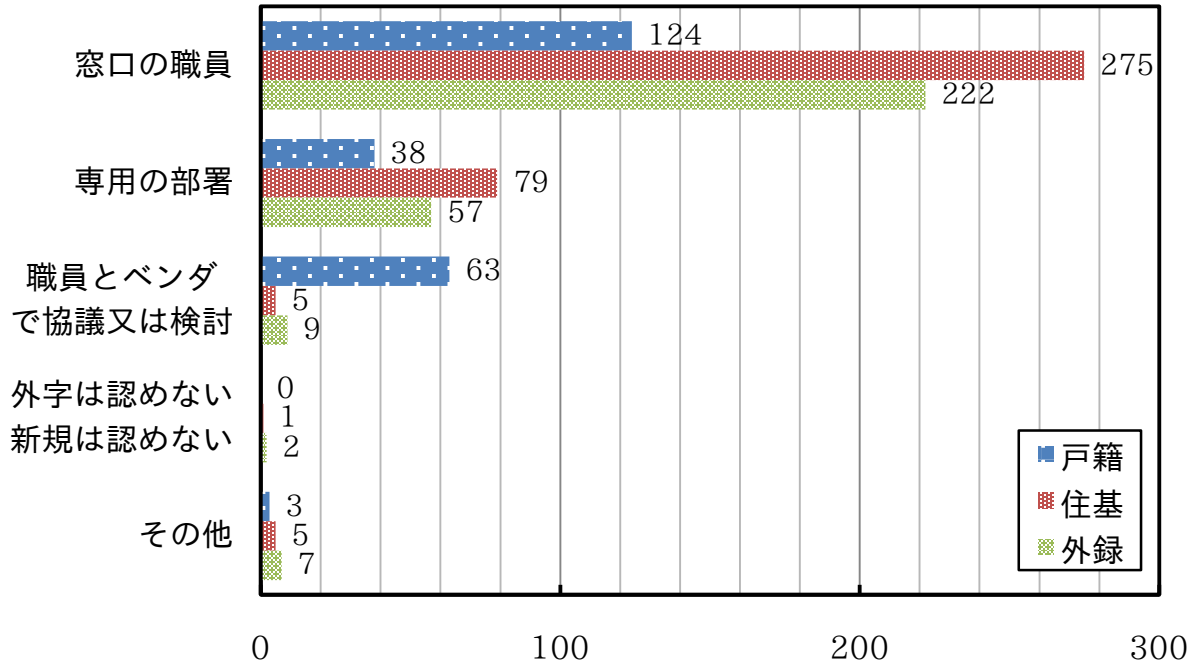


図 17：システムへの外字登録判断の主体（戸籍・住基・外録）

窓口業務担当職員が判断する、との回答が多く、専用の部署を設けているとの回答に比べ倍以上の回答であった。

2.5.3 窓口業務で文字が不足した際の対応について

不足した文字を新たな外字として作成・登録する場合に、作成・登録の主体がどのようになっているかの集計結果（複数回答）。以下、図 18 に各システムにおける不足文字の作成・登録の主体を示す。

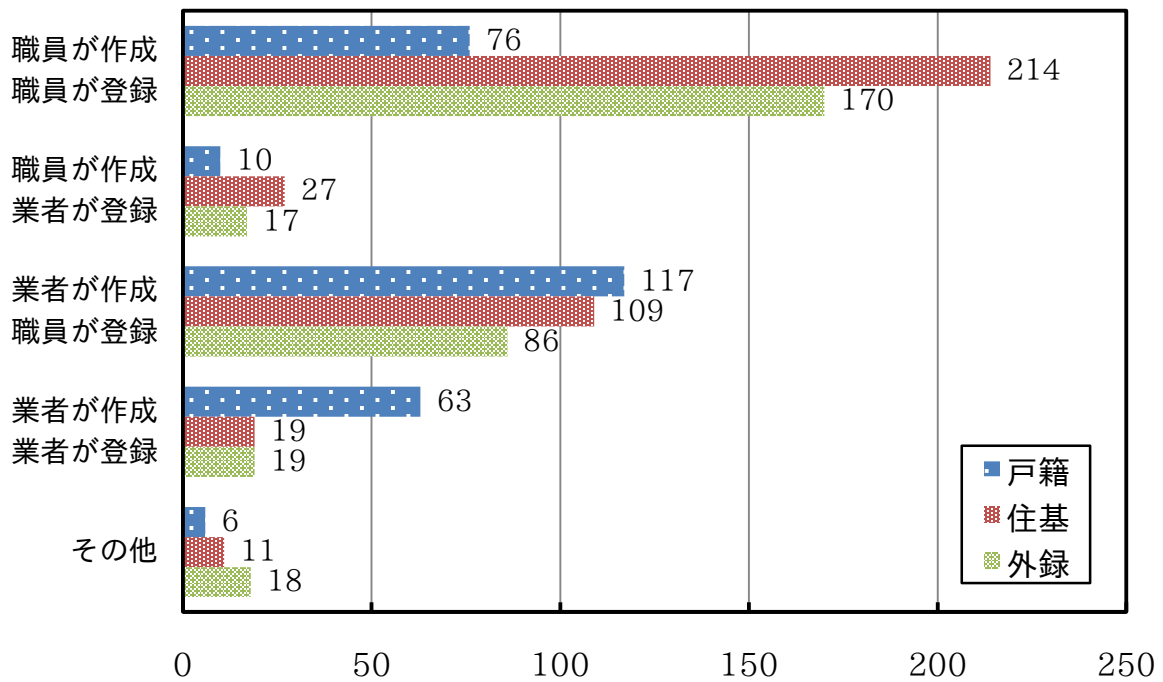


図 18：不足文字の作成・登録の主体（戸籍・住基・外録）

ここで、「職員が作成・業者が登録」は、職員の方が文字を作成し、基幹サーバへの登録と各サブシステムと変換テーブルの更新を行う運用形態である。戸籍システムでは、ベンダが戸籍統一文字全てをシステムの内字として提供する形態のソリューションを採用している団体が多いため、「業者が作成」を選択する団体が多かった。一方で、住基及び外録では、職員の方が外字作成ツールにより文字を作成して、システムに登録するという運用形態が多いことが分かった。また、外国人登録は「紙台帳による管理」及び「手書きによる運用」を行っている団体もあった。以下、「その他」の主な回答内容を示す。

「その他」の主な回答内容

- ・ 紙台帳による管理（外録）
- ・ 手書きによる運用（住基・外録）
- ・ システムに登録せずに、窓口（その場）で作成した文字図形を証明書に印字（住基・外録）
- ・ 正字化・寄字により外字を作らない（外録）

2.5.4 外字登録決定から使用可能となるまでの期間について

外字登録が必要と判断されてから、実際に使用可能となるまでの期間の集計結果（単一回答）。以下、図 19 に各システムにおける外字登録決定から使用可能となるまでの期間を示す。

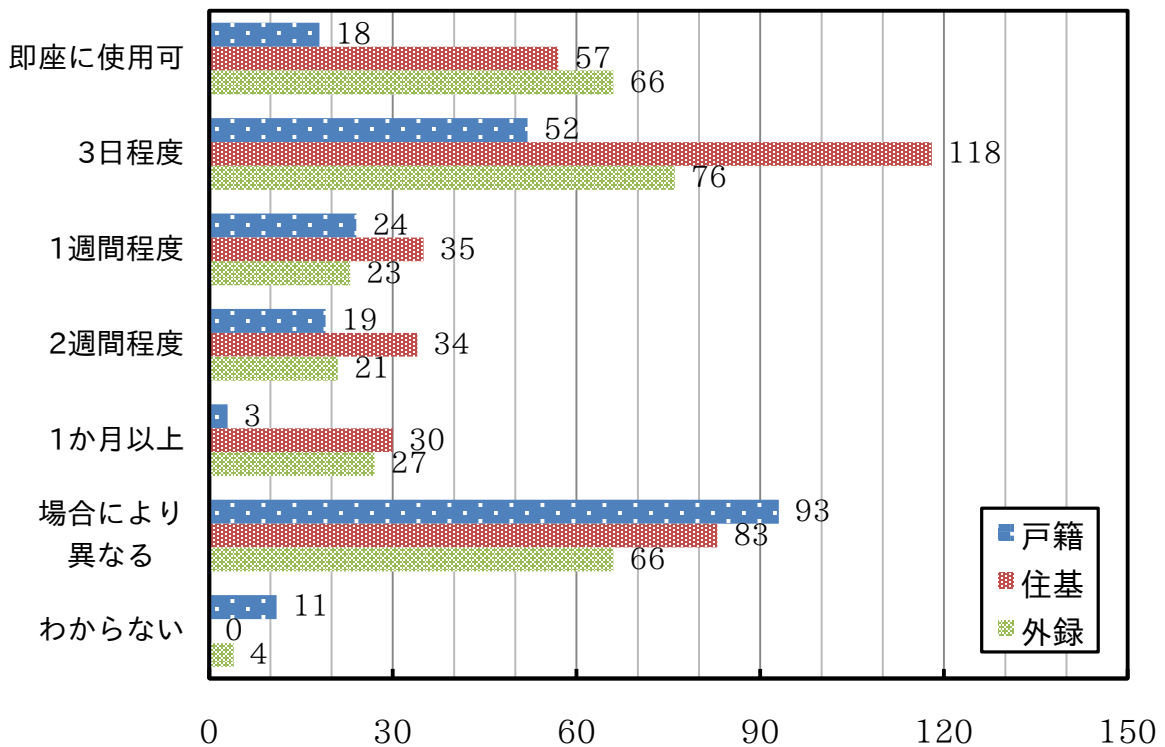


図 19：外字登録決定から使用可能となるまでの期間（戸籍・住基・外録）

外字が実際に使用可能となるまでの期間は、各団体の外字登録承認プロセスや環境によって大きく異なる。ベンダが文字セットを管理しているようなシステム形態においては、団体が外字登録の決定をしてから、実際に使用可能となるまでの期間は場合によってことなる。また、作業上の問題により登録必要文字が蓄積されてからでないと、外字登録を行うことができないような場合もある。個々に外部業者が文字の作成・登録を行うような団体の場合においても、使用可能になるまでの時間が長くなる。加えて、証明書等を印刷する装置にも追加した文字のフォント情報が必要な場合は、さらに使用可能なるまでの時間が必要となり、1か月以上と回答している。結果として、証明書をその場発行することができない、手書き運用をせざるを得ない等の課題が発生し、住民サービスの観点から問題となっていると考える団体も少なくない。

「その他」の主な回答内容

- ・ 窓口（支所・区役所）での判断ブレ・外字の多重登録を防ぐために、一度窓口で判断した後に本庁側で確認・判断を行う。
- ・ 外国人登録では、その文字（簡体字）の使用多寡に応じて文字を登録するか否かを検討する。
- ・ 外字は、ユーザ定義領域を使い切ってしまったので、基本的にシステムに存在しない文字は手書きする。

また、今回の調査では、文字に関する自治体内での要領や指針に関する設問を設けなかったが、自由記述欄に、外字作成の決定には明確な基準や指針がなく、判断が困難であるという記述が多数あった。このため、文字の追加登録決定が窓口職員一人一人に依存しているのが現状であり、業務担当者の負担となっている。また、既存文字との同定に十分な検討をすることができず、結果として重複した外字が作成されてしまう事例もあった。また、「基準」、「指針」がないために、住民との文字に係るコミュニケーションに支障をきたすことがあることも指摘された。

2.5.5 外字のフォントファイルフォーマットについて

各団体が作成した外字のフォントのファイルフォーマット形式の集計結果（複数回答）。以下、図 20 に各システムで用いられている外字のフォントファイルフォーマットを示す。

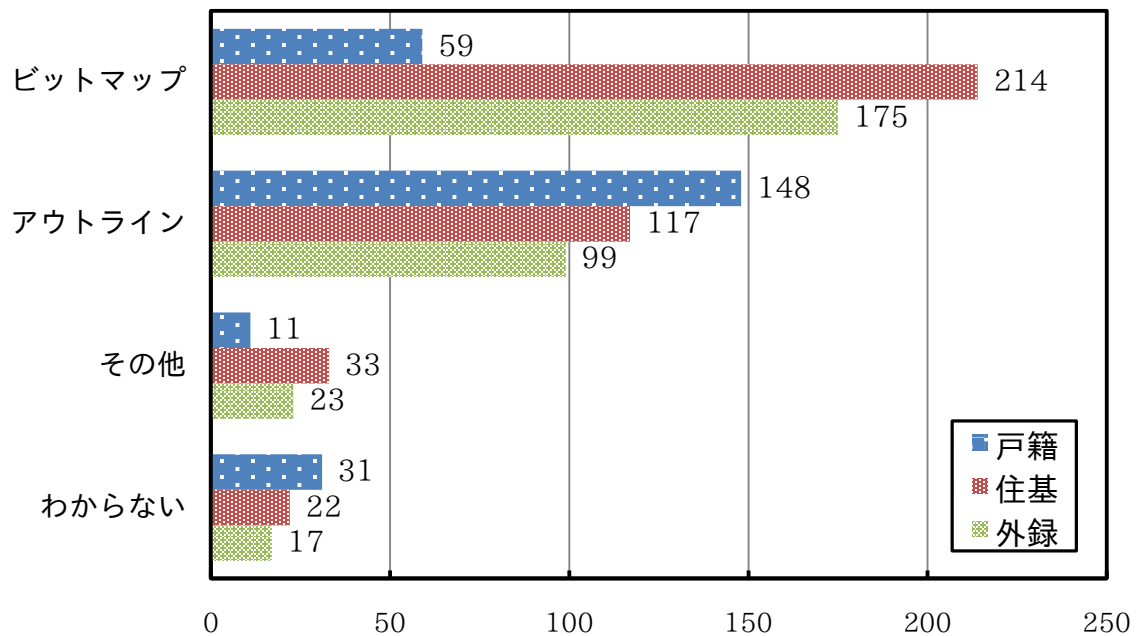


図 20：外字フォントファイルフォーマット（戸籍・住基・外録）

ビットマップにより作成された外字を使用している団体が多数。現在では、各ベンダからアウトラインでグリフをデザインすることができるツールが外字作成の支援ツールとして提供されているため、アウトラインによりされた外字を登録している団体が増えてきている。しかし、職員がビットマップで作成している団体も多く、特に印刷時のデザイン面での悩みも多かった。

フォントファイルフォーマットに関する記入内容(自由記入及びヒアリングより抜粋)

- ・ 外字作成を職員で行っているため、字形があまり綺麗でない。
- ・ きれいな字を作るのは職員では難しい。
- ・ 外字のデザインが粗い。
- ・ 新たな外字を登録する際に職員が手作業でデザインを作成することが少ないため、時間もかかる上に個人差がでてしまう。

2.5.6 戸籍・住基・外録に係る情報処理に関連した外字作成コストについて

年間外字作成コストの集計結果（単一回答）を図 21に示す。

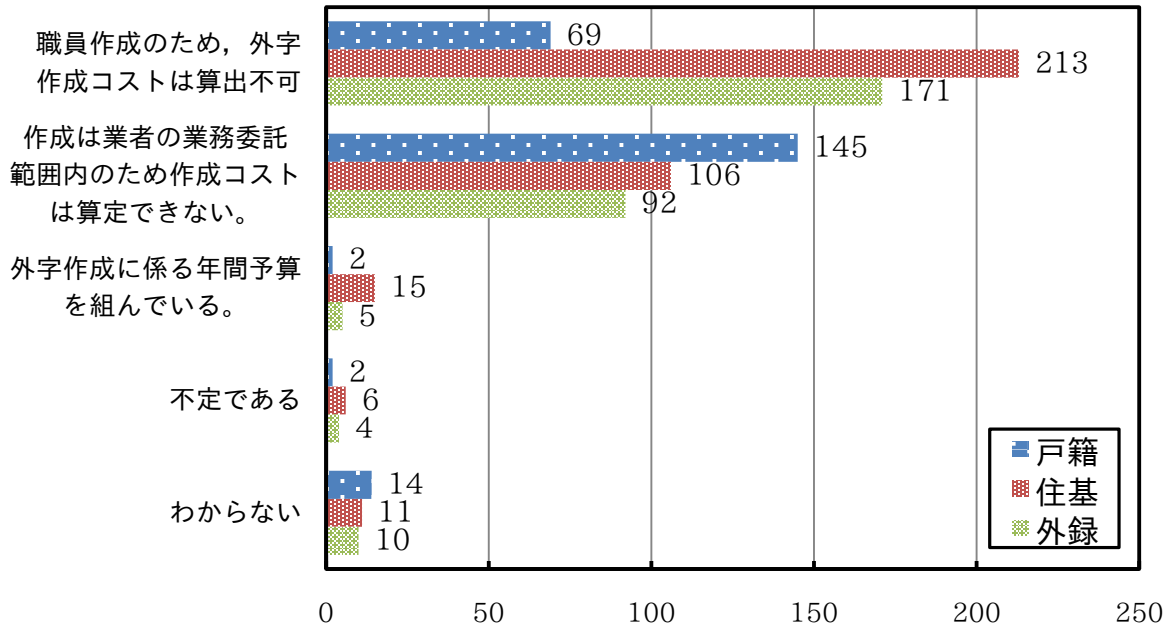


図 21：外字作成コスト（戸籍・住基・外録）

個別に予算を組んで外字作成業務を発注する団体は少なかった。多くの団体では、職員がベンダ提供の外字作成ツールにより文字を作成・登録する、もしくは、外部業者の保守・運用管理等の一部として外字を管理している。このため、外字作成・登録に係る年間コストを算出することは困難であると指摘した団体があった。

2.6 システムの連携について

2.6.1 具体的なシステム連携手段について

住基・外録システムと連携して運用されている他業務システムとの間での具体的な文字情報連携手段（以下の選択肢より複数回答）についての結果を図 22及び図 23に示す。

選択肢	連携の方法
同一コード	共通の文字コード／外字コードを使用し、人名漢字等の文字データのやり取りをする
変換テーブル	システム間で文字コードを変換して、人名漢字等の文字データのやり取りをする
画像化データ	文字を画像化したデータを使用して、人名漢字等の文字データのやり取りをする
住民ID	「個人コード」等を使用し、人名漢字等の文字データの直接のやり取りはしない
わからない	わからない

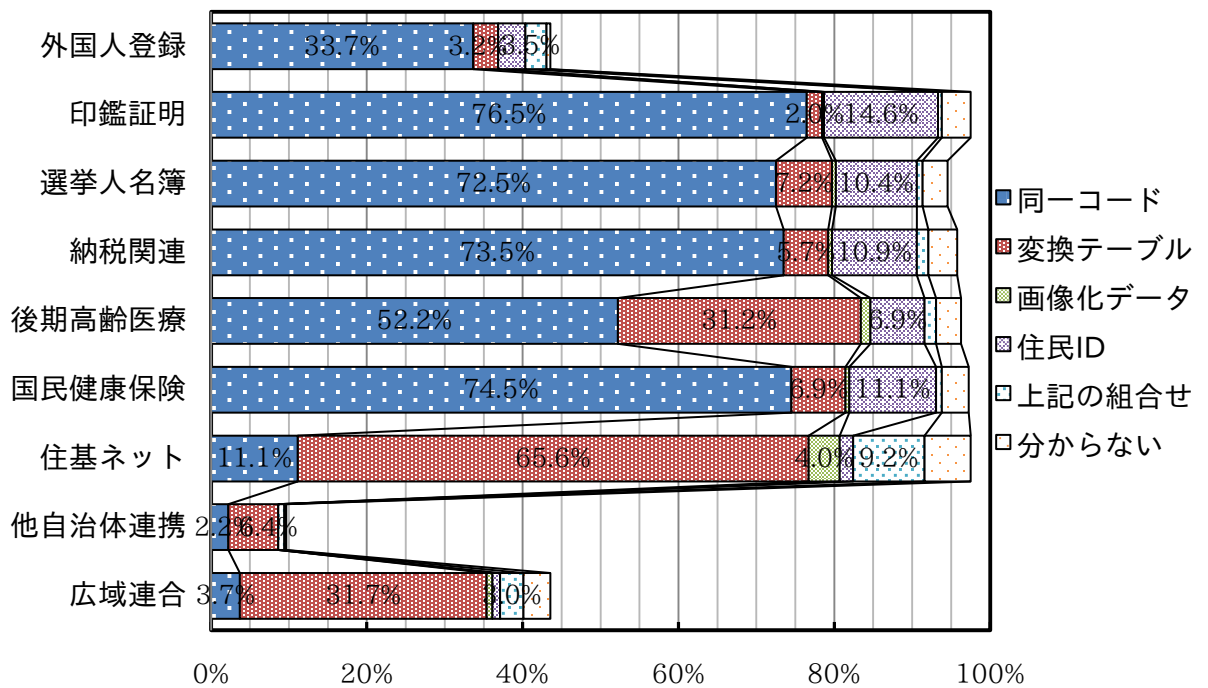


図 22: 住基システムと他システムとの連携

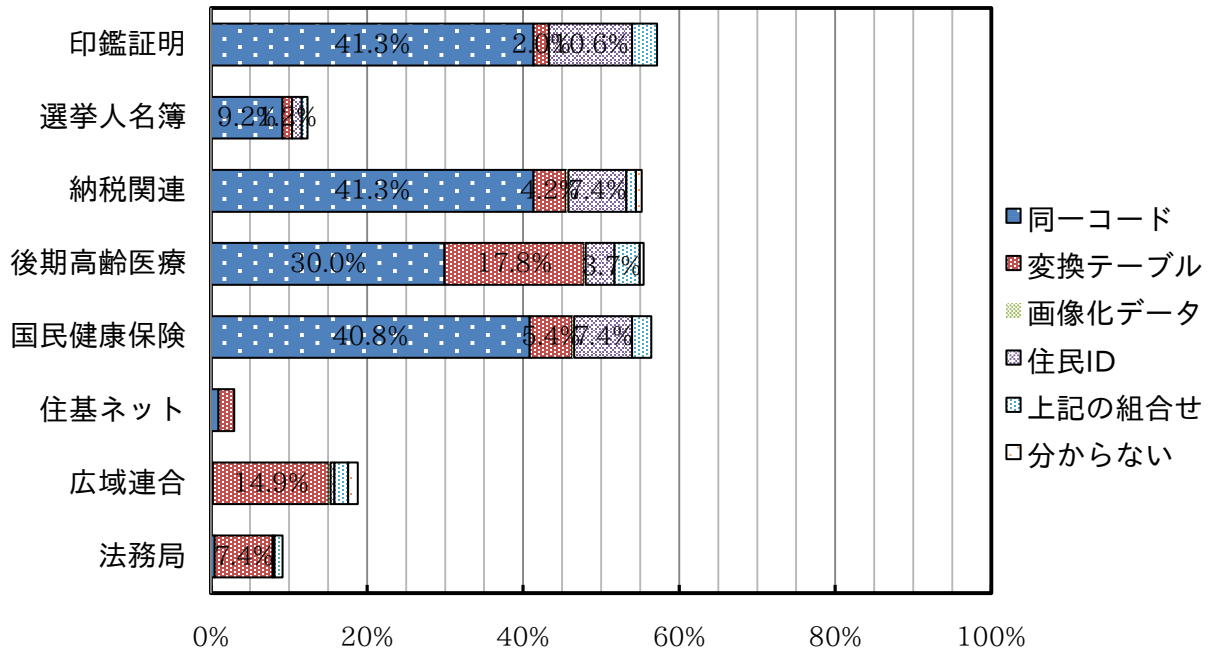


図 23：外録システムと他システムとの連携

同一コードや変換テーブルに画像化データを組み合わせる場合が多い。

後記高齢者医療や住民基本台帳ネットワーク等の外部との連携を行うシステムとは、変換テーブルを利用するものが多いことがわかる。

一方で、団体内部で連携する選挙人名簿や納税関連のシステムでは、同一文字コードを利用して文字情報の交換を行っていた。また、近年様々な外部との連携を行うサブシステムが増加しているため、それぞれに変換テーブルを用意しなければならないなど課題も多い。以下、他システムとの連携についての課題を示す。

基幹システムと他システムとの連携について（自由記入及びヒアリング調査結果抜粋）

- ・ 連携しているサブシステムがシフトJIS であるため、住基システムのUnicode で使っている外字で表示できないものがある。
- ・ 住民記録システムと滞納整理システムや市営住宅システムなどへの文字コード変換対応、それぞれの外字テーブルへの外字登録、外字変換テーブルの作成と、外字登録に関する事務が煩雑になってきている。
- ・ システム毎に使用するフォントが異なるため、システム毎に同定作業を行わなければならない。
- ・ 住基ネットで符号化外文字（画像データ）を多数受信するため、住基システムとの自動連携でエラーが発生する。
- ・ 連携システム導入の都度、ベンダによる外字作成が必要だったり、関連テーブルの作成が必要であったりと、コスト増の要因にもなっている。

2.6.2 戸籍・住基・外録に係るシステムの課題について

戸籍・住基・外録に係るシステムにおいて文字情報処理に関する課題の集計結果（複数回答）を図 24に示す。

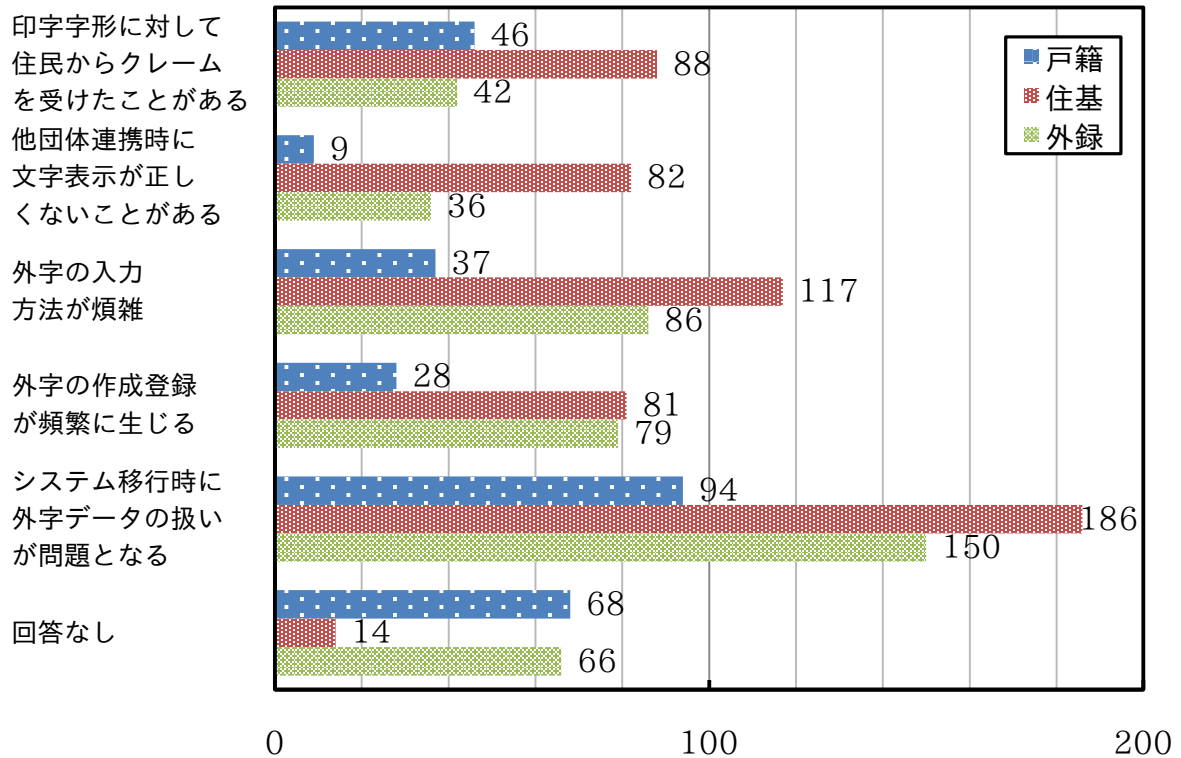


図 24：システムにおける文字処理の課題（戸籍・住基・外録）

戸籍システムでは、文字情報処理の課題あると答えた団体が、他システムと比較して少なかったが、住基及び外録では、システム移行時の外字データの取扱いの問題や外字の検索・入力方法が煩雑であるといった回答が多かった。

システム移行時における外字データの取扱いには、同定作業のコストが膨大である、システムの文字コードが変わることで外字であったものが内字となる、移行時の文字情報の整理をするタイミングがないといった問題等が指摘された。

以下、自由記入の内容を各課題別に示す。

印字字形に対する住民からのクレーム

- ・ 自治体間で文字デザインが異なることによる窓口への苦情がある。
- ・ 「止」や「払い」の差異といった細かい字形デザイン差に対する注文を受ける。
- ・ いわゆる「内字」にベンダごとの” JIS”への対応の差があり、Unicodeになってもデザイン差として残っており、こうした違いに住民からのクレームが寄せられるが、「手書きの際の”書きぐせ”のようなものです。」と説明しても理解が得られない。
- ・ 戸籍システム（メーカー）を替えた際に、住民から字形に対するクレームを受けた。また、デザイン差のある文字が、システム上用意されているため、どちらを使用するかで迷うことがある。

他団体との連携時に文字が正しく表示できない

- ・ 住基ネットで送信した文字に誤りがある、受信した文字が文字化けするといった障害が発生する事があり、障害対応に時間を要する。
- ・ 同一メーカーのシステムであっても、製品によって使用する文字コードがシフトJISであったり、Unicodeであったりと異なるため、連携処理において文字コードの置き換えや変換する仕組みが必要となり、煩雑になっている。

外字の作成登録が頻繁に生じる

- ・ 文字コード体系が異なるシステム間において、住記データがネットワーク等で自動連携され、文字コードが自動変換される仕組みとなっている場合においても、住記システムに外字が発生するたびに、それぞれ個別に外字イメージの登録作業や対応テーブル更新を行う必要があり、マルチプラットフォーム上で一括管理できる仕組みが存在しない。
- ・ 基幹業務システムを更新するのだが、新システムでは文字コードが既存のものとは異なるので、更新対象でないシステムとのデータ連携（変換テーブルを用いたコンバート等）の作業が必要となる。

システム移行時に外字データの扱いが問題となる

- ・ 外字領域を多数確保できるオープン系システムへの移行を検討しているが、汎用機一括処理からオープン化・マルチベンダー化が進めば業務間でのコード変換表の作成や字形の同定等、一層調整が難しくなる。
- ・ システム移行時は、各業務システム（サブシステム）のデータ移行の打ち合わせなどが優先され、未整理のまま文字情報がコンバートされることが多い。
- ・ 各ベンダにより使用する外字セットが異なるため、システム移行時の負担が大きくなる。

2.7 WEBにおける外字の課題

2.7.1 Web サービスにおける外字表示の問題について

団体に運用する Web サービスのページ(市のホームページ、広報ページ、予約システム、図書館蔵書検索等を含みます)における外字表示の問題(地名、人名等が一般利用者側で正しく表示されない等)有無の集計結果(単一回答)。

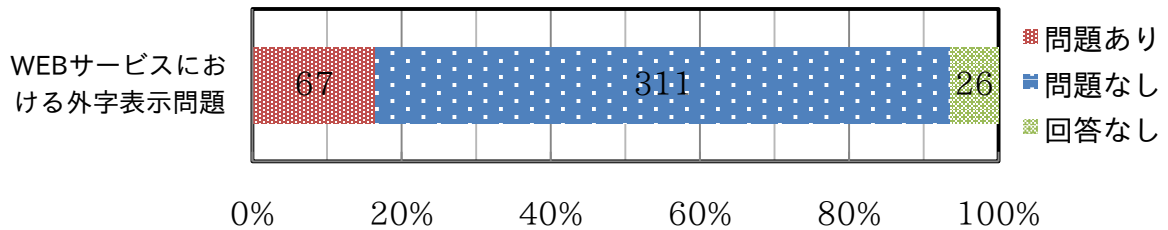


図 25： Web サービスにおける外字表示の問題について

多くの自治体では、自団体が運営するWEBページにおいて外字表示に問題はないとしているが、問題であると回答している団体も15%あった。問題の多くは、地名や首長名の漢字がJIS第1水準・第2水準に含まれないというものであった。多くは、JIS第3水準・第4水準に収録されている漢字であるが、一部はUnicodeではCJK拡張漢字に割り当てられており、端末によって表示することができない。

問題があると回答した団体の記述(記入内容一部抜粋)

- ・ 外字の表示には字体を画像化して掲載する等の特殊な手順が必要となるため手間が多くかかってしまう。中には外字と気付かず流用して掲載してしまったために文字化けを起こして公開されてしまったケースもある。
- ・ 公開するシステムには外字を使用しないようにしているが、外字で表記してほしい旨の要望がある。
- ・ 音声読みあげソフト等に対応できない等の問題がある。全住民に正しい情報提供できない恐れがある。

2.8 その他の課題

図 24 の課題以外にもいくつかの課題を指摘する回答があった。一つは、平成 25 年に施行される住民基本台帳法改正に伴う外国人登録に係る変更に伴うものである。また、外字がマルチベンダ環境におけるシステム間連携の運用の煩雑さやコスト上昇を招くといった問題の指摘もあった。

住民基本台帳法改正に伴うシステム変更に係る文字の課題（自由記入一部抜粋）

- ・ 住基法改正で外国人も正字化して登録することになっているが、既に住民として外国人登録をしており、氏名の文字にこだわりを持つ人に、納得してもらうのは大変な苦勞が伴うと思われる。
- ・ 住基法等の改正に伴い、漢字圏の外国人の住民票日おける氏名標記については、在留カード等の記載に倣うことになっているため、法務省が定める正字と、既存住基システムの文字体系の間で、同定できない文字が出てきた場合は、外字として作成し使用することが予想される。
- ・ 外国人のうち漢字圏の方について、アルファベットとの併記で漢字については正字を記載することとして確定する方向と考えている。しかしながら、本来の文字がどういったものであるかという情報を保有することが最善となれば、当該文字データを即時にシステム上に反映できること（変換できること）が望ましいと考える。また、外字から正字へ移行する対照表としても、即時変換できるものがあることが望ましく、当該事由について解決できるソフト、資料がない場合、多大な労力、時間を要することになるものと懸念している。
- ・ 特異な字形の外字があり、全ての外字に対しての正字置換処理は不可能である。

外字がマルチベンダ化の障壁となる課題（自由記入一部抜粋）

- ・ 基幹システムと住基連携が必要となる個別システムについては、文字連携が費用的にも作業的にも負担となりマルチベンダ化を進めることのネックとなっている。
- ・ 外字問題は今後のマルチベンダ化やバックオフィス連携等の障害になることは間違いなく、個別のシステム改善等で安易に解決できるものではない。
- ・ 業務システムがマルチベンダ化し、文字コードも各システムが独自化進んでいる。システム間の文字の差異を埋めるために、文字コード変換機能の共通化を図ったが、機能の維持管理のためのコストがかかる。

2011年5月17日 発行

発行 独立行政法人情報処理推進機構
〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8
文京グリーンコート センターオフィス16 階
<http://www.ipa.go.jp/>